

環境保全基準部会における審議

1 環境保全基準部会の目的

京都市環境基本条例第11条の規定に基づく環境保全基準（以下「市保全基準」という。）の策定又は改定及び生活環境の保全等に関する事項について必要な検討を行うため設置している。

2 令和2年度の審議状況

市保全基準に係る審議事項がなかったため、部会は開催していない。

3 今後の開催予定

市保全基準の策定又は改定及び生活環境の保全等に関する事項について、必要に応じて部会を開催する。

4 その他（市保全基準の改定）

令和3年4月1日に、国の環境基準のうち、土壌の汚染に係る環境基準（人の健康に係る項目）が改定されたため、同日に、下表のとおり、市保全基準も同様の改定を行った。

なお、市保全基準では、「人の健康に係る項目について、国の環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを市保全基準にも追加又は改定する」としている。

土壌汚染に係る市保全基準の改定

カドミウム	【改定前】 検液1 Lにつき <u>0.01 mg以下</u> ↓ 【改定後】 検液1 Lにつき <u>0.003 mg以下</u>
トリクロロエチレン	【改定前】 検液1 Lにつき <u>0.03 mg以下</u> ↓ 【改定後】 検液1 Lにつき <u>0.01 mg以下</u>
改定日（告示日）	令和3年4月1日

（参考）京都市環境審議会における市保全基準の審議について

京都市環境基本条例では、「市保全基準の改定に当たっては環境審議会の意見を聴かなければならない」と規定しているが、過去の審議会において、国の環境基準として新たに追加又は改定された項目が「人の健康に係る項目」である場合は、審議会での意見聴取を省略し、国の施行に合わせて市保全基準に反映することとした。

一方で、追加等された項目が「人の健康に係る項目」に該当しない場合は、地域特性を考慮して基準を設定する必要があるため、部会を開催の後、審議会に報告し、改定する。

- 「人の健康に係る項目」に該当する項目
大気汚染、水質汚濁（人の健康保護に係るもの）、地下水汚染、土壌汚染
- 「人の健康に係る項目」に該当しない項目
水質汚濁（生活環境に係るもの）、騒音、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類